

野田市が発注した工事等の金額入り設計書等の写しの情報提供に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第17条の趣旨に従って、野田市が発注した工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の金額入り設計書等の写しを市民等からの求めに応じて情報提供をする場合の手続を定めるものとする。

(情報提供の対象とする工事等)

第2条 情報提供の対象とする工事等（以下「対象工事等」という。）は、契約の締結が完了したもの（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの。以下同じ。）とする。

(情報提供の期間)

第3条 対象工事等の金額入り設計書等の写しの情報提供が可能となる期間は、対象工事等の契約の締結の日（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経た日）の翌日から同日以後5年（文書の保存年を3年としている金額入り設計書等にあつては3年）を経過する日の属する年度の末日までとする。

(対象工事等の金額入り設計書の範囲)

第4条 対象工事等の金額入り設計書の範囲は、条例第6条に規定する不開示情報を除いた範囲とする。

(情報提供の申出)

第5条 対象工事等の金額入り設計書の情報提供を受けようとする者は、工事等の金額入り設計書等の写しの情報提供申出書（別記様式。以下「情報提供申出書」という。）を対象工事等に係る担当課窓口に提出するものとする。

(情報提供の期限)

第6条 情報提供の期限は、原則として情報提供申出書を受理した日の翌日から起算して15日以内とする。

(情報提供の方法)

第7条 本要領に基づく工事等の金額入り設計書等の写しの情報提供は、次の

方法により行うものとする。

- (1) 原則として電子メールによる提供とする。ただし、通信システム障害が発生した場合等は、この限りでない。
- (2) 電子メールによる情報提供に当たっては、誤送信の防止のため、申出者との間でメールの往復により確認したメールアドレスを使用するものとする。
- (3) 情報提供用データは、PDF形式とする。

(写しの情報提供及び送付に要する費用)

第8条 写しの情報提供に要する費用の額は、電子メールによる情報提供にあつては無料とし、その他のものにあつては実費に相当する額とし、毎年度、別に定める。

- 2 写しの送付に要する費用の額は、電子メールによる送付にあつては無料とし、その他のものにあつては当該写しの送付に要する実費に相当する額とする。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日以後に契約の締結が完了した対象工事等の金額入り設計書の情報提供について適用する。

附 則

別記様式を改正し、改正後の別記様式は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

別記様式を改正し、改正後の別記様式は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の野田市が発注した工事等の金額入り設計書等の写しの情報提供に関する事務取扱要領第3条の規定は、令和5年10月1日以後に開札又は見積り合わせを実施した対象工事等の金額入り設計書の情報提供について適用し、同日前に開札又は見積り合わせを実施した対象工事等の金額入り設計書の情報提供については、なお従前の例による。